

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 9 日

ミズビト コミュニティ グループ ミズビト

竹田設備工業グループ

申請者 氏名又は名称

水人株式会社

住所

奈良県宇陀市大宇陀下中2205番地

代表者氏名

代表取締役 竹田 格

電話番号

TEL 0745-83-0778

FAX番号

FAX 0745-83-0878

メールアドレス info@mizubito.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 9 日

申請者 氏名又は名称

竹田設備工業グループ

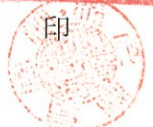
住 所

水人株式会社

奈良県宇陀市大字陀下中2205番地

代表者氏名

代表取締役 竹田 格



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 竹田 格 取締役 竹田 由香	
事業の範囲	給排水衛生設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	竹田設備工業グループ 水人株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 633-2178 住所 電話番号 奈良県宇陀市大字陀下中2205番地 FAX番号 TEL 0745-83-0778 メールアドレス FAX 0745-83-0878 info@mizubito.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
竹田 格 久森 亮也 野村 陽	82549 194168 212117

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 9 月 9 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りコ	固定式金居子玄.	3	
	パイプカッター	KB-80 (13~150mm用)	1	
	塩ビカッター	VC40	2	
	ロータリーバンドソー	VC20	3	
	電子セーバーソー	CB18F CR12V	2 2	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2 ~ 1/2 吋 4	3	
	やすり	300 軽量 丸丸型	2	
	パイプのねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	ト-4 ランプ	ガスポンプ式	2	
	パイプレンチ	13mm ~ 100mm	3	
	スパナ		2	
	電気ヒーター		2	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T10K	3	
	電動式テスト	T30K	3	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 9 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

竹田設備工業グループ
水人株式会社
奈良県宇陀市大字陀下中2205番地
竹 田 格



水道事業者 殿

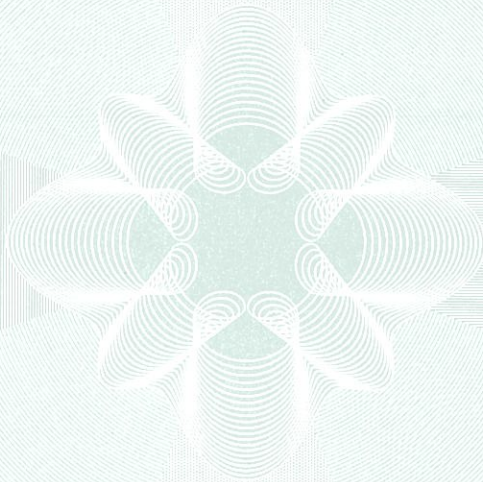
履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市大字陀下中2205番地
竹田設備工業グループ水人株式会社

会社法人等番号	1500-01-023682						
商号	竹田設備工業グループ水人株式会社						
本店	奈良県宇陀市大字陀下中2205番地						
公告をする方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 https://mizubito.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。						
会社成立の年月日	令和2年4月7日						
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水衛生設備工事業 2. 建設業 3. 外構エクステリア工事業 4. 解体工事業 5. 住宅機器販売業 6. 不動産の売買・仲介・賃貸及び管理業 7. 飲食店業 8. 美容業 9. 古物営業法に基づく古物商 10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 						
発行可能株式総数	640株						
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 160株						
資本金の額	金800万円						
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。						
役員に関する事項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">取締役</td> <td style="text-align: center;">竹 田 格</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td style="text-align: center;">竹 田 由 香</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">奈良県宇陀市大字陀下中2205番地 代表取締役 竹 田 格</td> </tr> </table>	取締役	竹 田 格	取締役	竹 田 由 香	奈良県宇陀市大字陀下中2205番地 代表取締役 竹 田 格	
取締役	竹 田 格						
取締役	竹 田 由 香						
奈良県宇陀市大字陀下中2205番地 代表取締役 竹 田 格							

奈良県宇陀市大字陀下中2205番地
竹田設備工業グループ水人株式会社

登記記録に関する 事項	設立	令和 2年 4月 7日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 9月 4日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直



認 証 定 款

同一の情報の提供

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 大 竹 聖 一

電話・大和高田(0745) 22-7166

この認証定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

令和2年9月9日

水人株式会社

代表取締役 竹 田 格



竹田設備工業グループ水人株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、竹田設備工業グループ水人株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水衛生設備工事業
2. 建設業
3. 外構エクステリア工事業
4. 解体工事業
5. 住宅機器販売業
6. 不動産の売買・仲介・賃貸及び管理業
7. 飲食店業
8. 美容業
9. 古物営業法に基づく古物商
10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県宇陀市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、640株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 8 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第 10 条 当社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録の変更若しくは抹消又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が、株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任の方法)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第24条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当会社の設立後最初の事業年度は、当会社設立の日から2021年3月31日までとする。

(設立に際して発行する株式等)

第30条 当社の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の総数は、普通株式160株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金800万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数)

第32条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受け、引き受けた株式数と払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県宇陀市大宇陀下中2205番地
竹 田 格

割当てを受ける株式数 普通株式 160株

払い込む金銭の額 金 800万円

(設立時取締役及び代表取締役)

第33条 当社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 竹 田 格

設立時取締役 竹 田 由 香

設立時代表取締役 奈良県宇陀市大宇陀下中2205番地

竹 田 格

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、竹田設備工業グループ水人株式会社の設立のため、発起人を代理して司法書士寺山謙一郎が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 3 月 24 日

奈良県宇陀市大宇陀下中2205番地

発起人 竹 田 格

上記発起人
定款作成代理人 司法書士 寺山 謙一郎



同一の情報の提供

提供の日付： 2020年4月1日

公証人： 14020005 大竹聖一



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 20-1402000502000481

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2020年4月1日

請求対象の処理公証人： 14020005 大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第82549号
交付年月日 平成10年 8月17日
本籍 奈良県
フリガナ タケタ イタル
氏名 竹田 格
生年月日 昭和47年 6月20日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第一九四一六八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

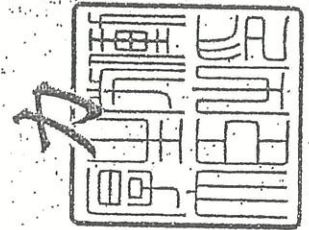
氏名 久森 克也

昭和四十七年八月十一日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



第二二二一七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

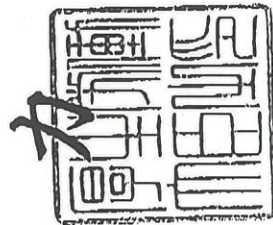
氏名 野村 陽

昭和四十五年四月二十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十五年二月二十六日

厚生労働大臣 坂口



本社 付近見取図

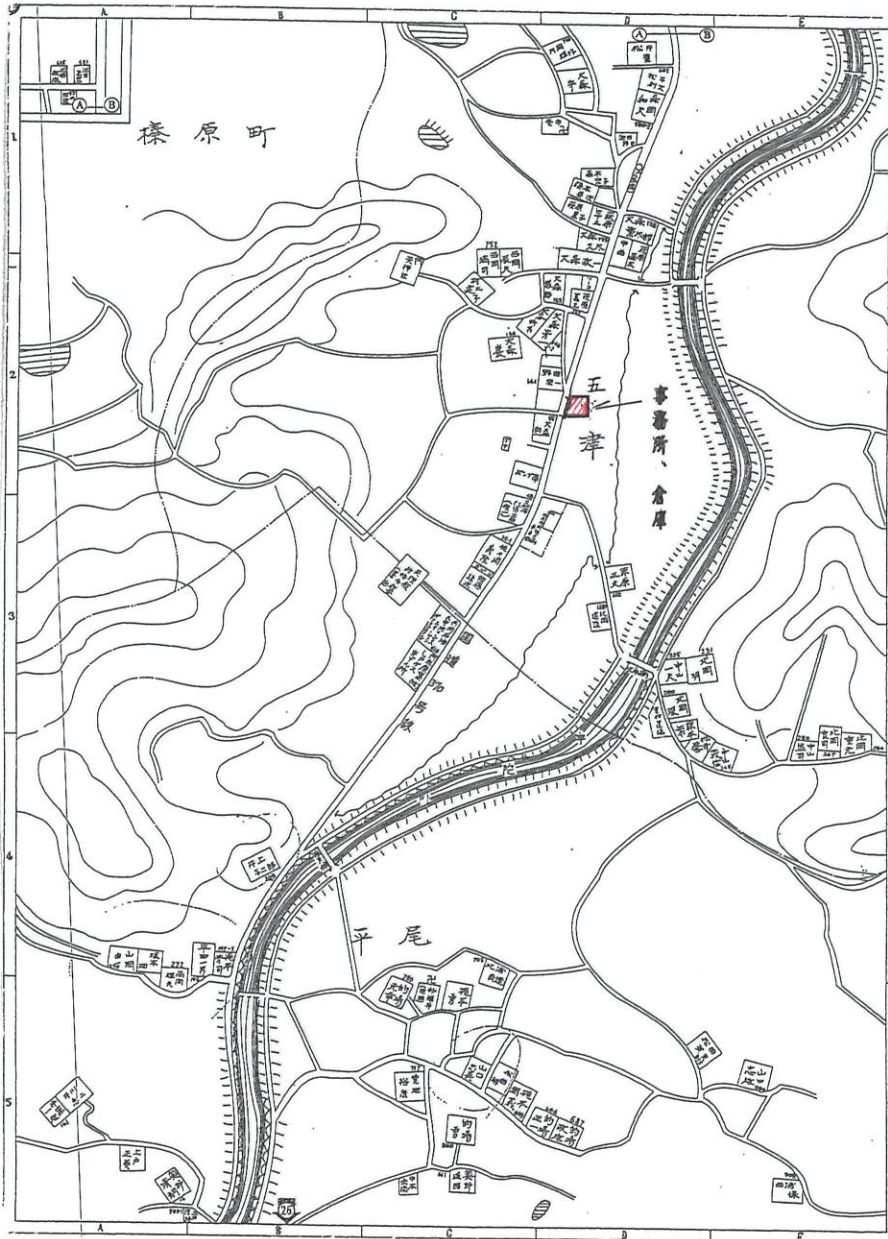


奈良県宇陀市大字陀下中2205番地

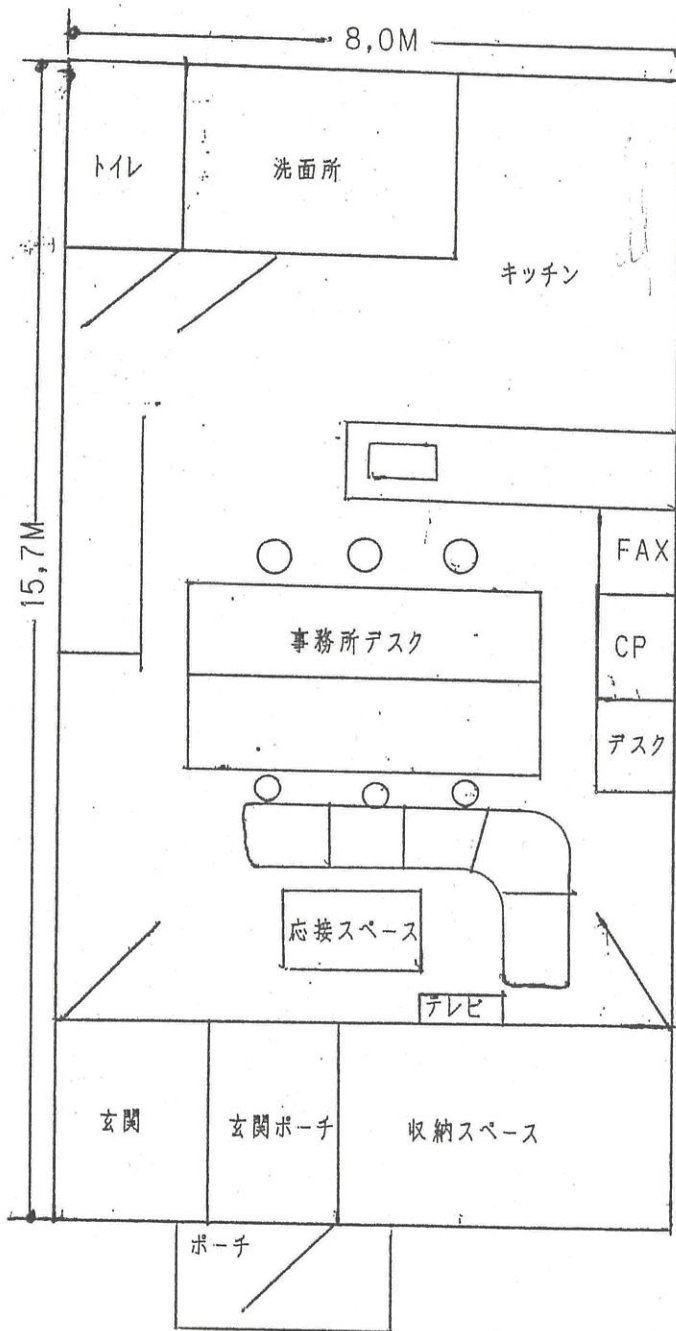
TEL0745-83-0778

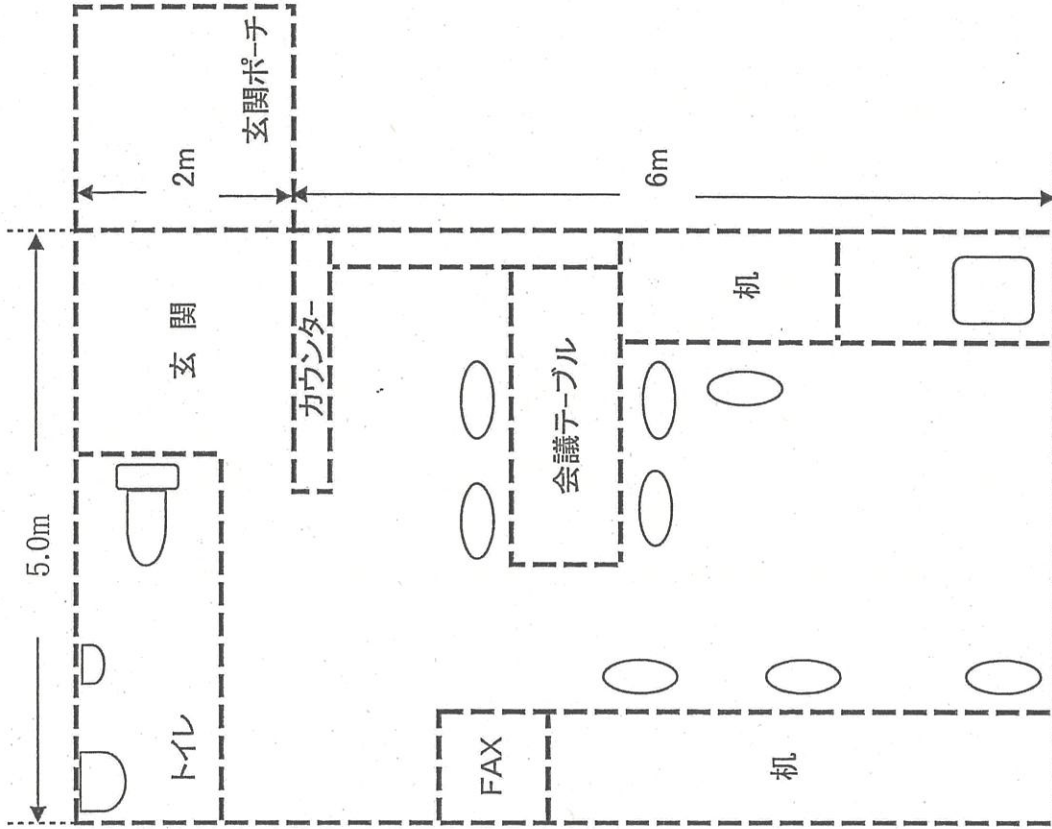
FAX0745-83-0878

店舗及び倉庫の付近見取図



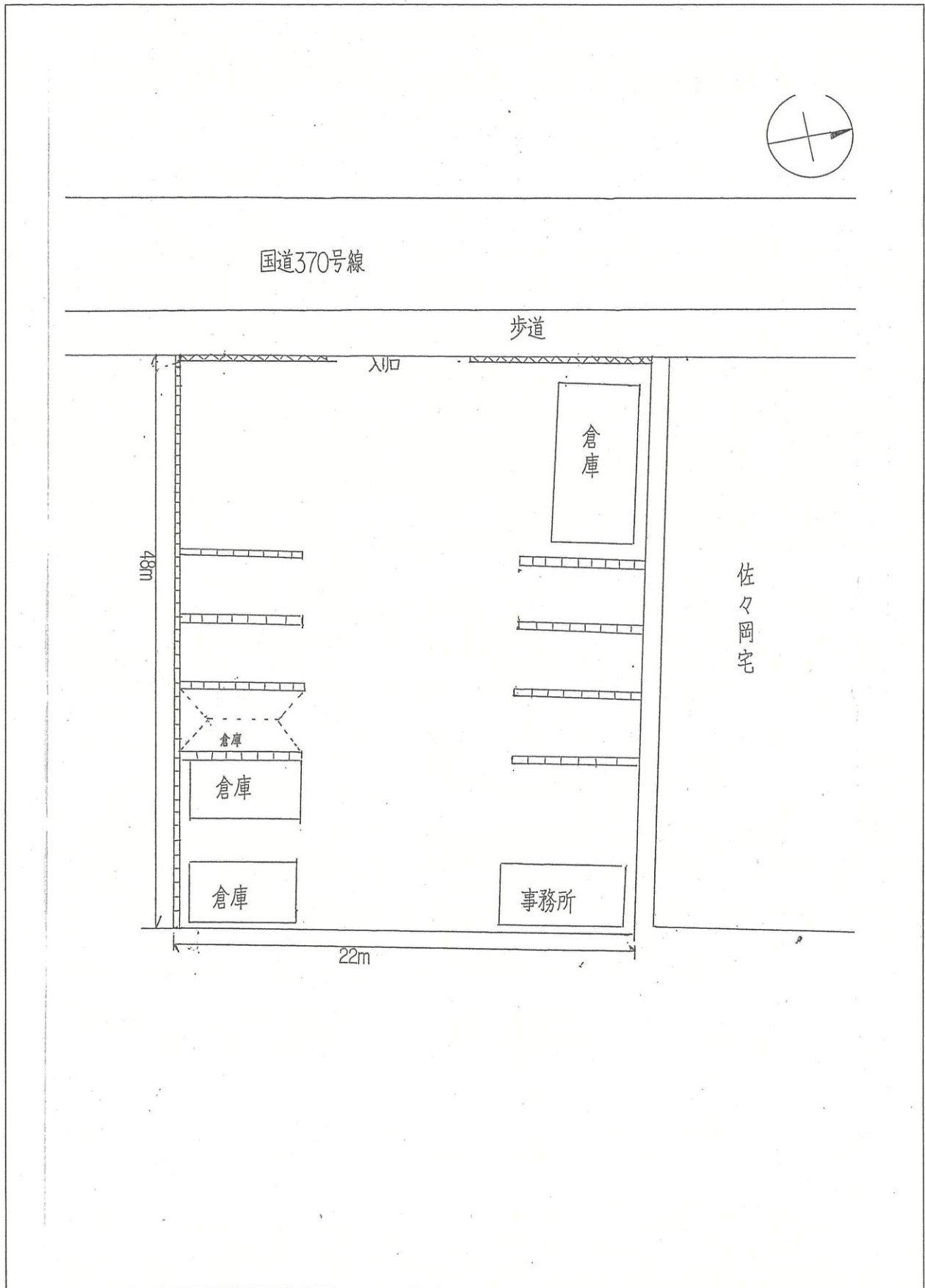
永人(株) 本社事務所





事務所平面図

倉庫の平面図





【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



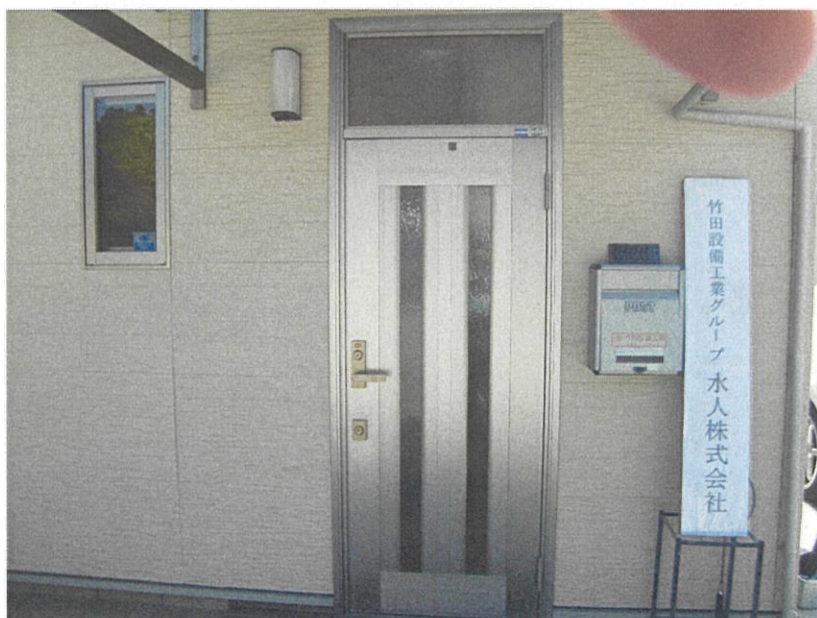
【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社



【写真タイトル】奈良
 県宇陀市大宇陀下中22
 05番地

【写真区分】竹田設備
 工業グループ水人株式
 会社 事務所、倉庫



【写真タイトル】奈良
 県宇陀市大宇陀下中22
 05番地

【写真区分】竹田設備
 工業グループ水人株式
 会社 事務所、倉庫



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社 事務所、倉庫



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀下中22
05番地

【写真区分】竹田設備
工業グループ水人株式
会社 事務所、倉庫



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大字陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大字陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



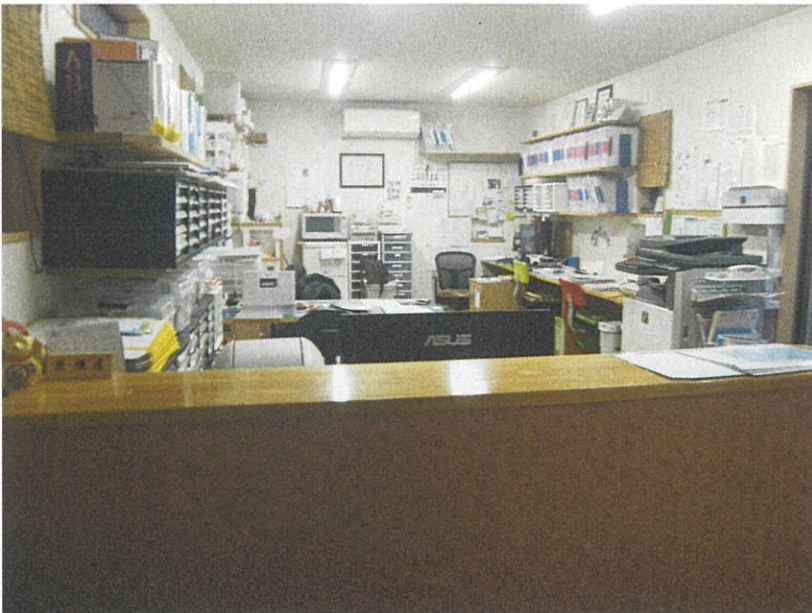
【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大字陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大字陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真



【写真タイトル】奈良
県宇陀市大宇陀五津16
9-1

【写真区分】竹田設備
工業 事務所、倉庫写
真

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 9 日

申請者 氏名又は名称 竹田設備工業グループ
 住所 水人株式会社
 代表者氏名 竹田 格
 電話番号 TEL 0745-83-0778
 FAX番号 FAX 0745-83-0878
 メールアドレス info@mizubito.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 9 日

届出者 竹田設備工業グループ
氏名又は名称 **水人株式会社**
住 所 奈良県宇陀市大字陀下中2205番地
代表者氏名 竹 田 格



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任
の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	竹田設備工業グループ 水人株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
竹田 格	82549	
久森 克也	194168	
野村 陽	212117	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第82549号
交付年月日 平成10年 8月17日
本籍 奈良県
フリガナ タケタ イタル
氏名 竹田 格
生年月日 昭和47年 6月20日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第一九四一六八号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

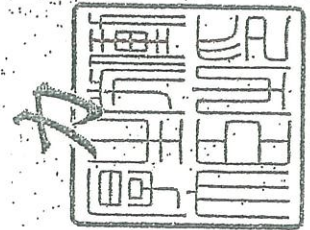
氏名 久森 克也

昭和四十七年八月十一日生

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



第二二二一七号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 野村 陽

昭和四十五年四月二十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十五年二月二十六日

厚生労働大臣 坂口

